

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 1 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第57号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を免除することを求める。 ・当社は、国内外から仕入れた商品を、国内と海外に販売している。仕入のときの通貨と、販売通貨は一致しているので、為替変動の影響を受けることはない。 ・本件契約は、B銀行担当者の勧誘を断りきれず、つきあいで複数回契約した。 ・本件契約にかかる商品説明も十分には受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の商流を聴取し、外貨決済により仕入れを行っていることから為替リスクヘッジニーズを確認して勧誘にいたった。 ・A社が主張している、仕入通貨、販売通貨を一致させているとの説明はきいていない。ヘッジ対象額について、客観的資料による裏づけはとっていない。 ・本件契約にかかる説明は丁寧に行っており、説明方法には問題はないと判断している。 ・当行が本件契約の解約清算金のうち、一定程度を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年1月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社のヘッジ対象額について客観的資料による裏付けが行われていないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第64号
------	-------------

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は、国内から仕入れた商品を、国内で加工し、販売している。 ・当社の各仕入先は海外から輸入している可能性はあるが、当社は各社からの仕入価格の変動を当社の販売価格に反映させているため、為替変動の影響を受けることはない。 ・当社は、販売先の1つに海外企業があり、本件契約は輸出価格への為替変動の影響を抑える目的で、一種の保険として契約した。 ・本件契約の内容等については、B銀行担当者から十分に説明を受けておらず、理解できていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が国内業者から外国産の原材料を仕入れていることから、その仕入価格が為替相場の影響を受けると判断し、またA社会長からも為替リスクヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案した。 ・当行担当者は本件契約の商品内容について十分に説明し、所定の説明書もA社に渡しており、説明方法において問題はなかったと認識している。 ・当行は、A社の財務状況から、A社は本件契約に対するリスク耐久性があると判断した。 ・しかし、A社の商流の確認、及び仕入価格と為替相場との相関分析等の為替リスクヘッジニーズの検証において不十分な点があったことは認める。 ・当行が解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年1月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社のヘッジ対象資産の特定、仕入価格と為替変動との相関分析による検証等が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年4月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第69号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の一部解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引のうち、受渡金額の通増部分について無償中途解約を求める。 ・本件契約の説明時には、本件契約の期間の後半において受渡金額が通増するとの説明は一切受けておらず、通増条件を当初から理解していれば、契約することはなかった。 ・本件契約の締結後に、B銀行から本件契約の概要を示した書面が交付されたが、その書面には通増部分の記載がなかった。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約の説明時には、受渡金額が通増することも説明しており、説明資料も交付している。 ・契約後に交付した資料については、通増することに関して記載がなかったことは、丁寧に欠けていたと認識している。 ・当行が本件契約の既払決済金及び解約清算金のうち、一定程度を負担する用意はある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行が本件契約締結後にA社に交付した資料は、締結済みの契約内容を示すものではあるが、銀行が説明を行う資料としては十分とはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約の受渡金額通増部分を中途解約のうえ、B銀行がA社の既払決済金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 27 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>22年度(あ)第70号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は、衣料品を国内外から仕入れ、国内で販売している。海外からの輸入も一定の割合があり、その部分については、為替リスクヘッジニーズはあるものの、総仕入高に占める割合はきわめて小さい。 ・B銀行担当者から本件契約の仕組等の説明を十分に受けておらず、理解できなかった。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から総仕入額に占める輸入額の割合を聴取し、為替リスクヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案した。ただし、裏付けとなる客観的資料等は求めなかった。 ・当行担当者は本件契約の商品内容及びリスクについて、所定の資料を用いて十分に説明しており、A社社長も理解していたと認識している。 ・当行としては、本件契約を提案するに当たり、ヘッジ対象額等の裏付け資料を求めなかった点で検証が不十分であったことを認め、本件契約の解約清算金のうち、一定程度を負担する用意はある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年1月26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額、ヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年4月6日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>22年度(あ)第76号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社の輸入額は、B銀行の主張している数字とは異なる。したがって、正確ではない輸入額で算出されたヘッジ対象額は過剰であり、本件契約はオーバーヘッジになっている。 ・また、当社は海外送金のすべてをB銀行で行っているため、B銀行は当社の正確な輸入量等を把握できたはずである。 ・本件契約の説明は、短時間の簡易なものであり、本件契約の仕組みや為替リスクについて十分に理解することができなかった。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、輸入額等を把握したうえでヘッジ対象額を算出し、為替リスクヘッジニーズがあると判断した。 ・決算書類等を考慮の上で、A社の財務体力は本件契約の為替リスクに耐えうると判断している。 ・当行担当者は本件契約につき所定の資料を用いて説明しており、仕組み及び

	<p>為替リスク等の十分な理解を得た上で、本件契約の締結に至っていると認識している。</p> <p>・当行としては、一定の負担をする用意はある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務状況に関するリスク耐久度及びヘッジ対象額特定の検証が不十分であったことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が当該契約の未払金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、A社があっせん案の受諾を拒否したため、平成 23 年6月9日付けであっせん手続は終了となった。</p>

事案番号	22年度(あ)第79号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。</p> <p>・当社は国内業者から材料を仕入れ、国内業者に販売しているので、為替の影響を受けない。また、B銀行は当社のメインバンクであるため、この事実を認識していたはずである。</p> <p>・本件契約はB銀行担当者から儲かると提案されて、取引を始めたものである。</p> <p>・B銀行担当者から当社社長が本件契約の説明を受けているが、内容が複雑であったので、仕組み等は理解できなかった。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社社長からの聴取により、ドル建ての輸入があることを確認し、為替リスクヘッジニーズがあると判断したが、特に詳細な相関分析を行ったわけではない。</p> <p>・A社社長は以前にデリバティブ金融商品等の購入経験があり、その点で金融商品に関する知識は持っていたと考えている。</p> <p>・A社が仕入れている原材料は為替相場の影響を受けるのみならず、価格転嫁も困難である旨を聴取しており、その分も本件契約の際に考慮した。</p> <p>・当行は本件契約締結時に、所定の資料を用い、1頁ずつ指し示しながら商品内容等を説明している。</p> <p>・しかしながら、当行は本件紛争の解決のために、一定の負担をすることは検討</p>

	したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年1月18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び仕入価格と為替変動の相関分析が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22 年度(あ)第 87 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で契約した複数のデリバティブ取引を中途解約し、未払金及び解約清算金の一部を免除することを求める。 ・当社の仕入れている材料は国産品が多く、為替相場の影響をほとんど受けず、為替リスクヘッジニーズはない。 ・本件契約を締結したのは、B銀行から執拗な勧誘を受けて断りきれなかったからである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者から、A社の仕入価格が為替変動リスクにさらされていることを聴取している。 ・当行としては、A社に対し、本件契約の内容等を説明しており、納得の上で契約の締結に至ったと考えている。 ・しかしながら、為替リスクヘッジニーズの把握に関して、不十分な点がなかったとはいえないため、一定の負担をする準備はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入品目に係る相関分析が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が未払金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 23 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	22 年度(あ)第 89 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は国内業者から部品を仕入れているので、為替の影響を受けない。 ・B銀行による本件契約の勧誘を断り続けていたが、B銀行担当者から、すぐに解約できると言われたので、付き合いで契約した。 ・B銀行担当者からの説明は簡単なものであり、仕組み等はよく理解せずに契約書に署名等をしてしまった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、今後A社の商流として直接貿易が主流となり、為替リスクが発生するであろうとの話を聞き、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・A社とのやりとりの中で、具体的な仕入価格の話はせず、仕入価格と為替の相関分析は行ってない。 ・A社の財務状況について、A社社長の報酬等も勘案し、本件契約の為替リスクに対して耐久力があると判断した。 ・当行は本件契約締結時に、所定の資料を用い契約内容等を説明しており、十分に理解を得た上で、契約に至ったと認識している。 ・しかしながら、当行としても、A社の商流の把握及び仕入価格と為替相場の相関分析等が不十分であったことは認め、一定の負担をする用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、商流の把握、ヘッジ対象額の特定、仕入価格と為替相場の相関分析及び財務状況の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が未払金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第95号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を免除することを求める。 ・当社は、通常国内の業者から仕入れている食材の供給が減少した際に、間接貿易で食材の輸入をしているため、毎年の輸入量には変動がある。 ・当社はB銀行に為替変動リスクがあると伝えたことはなく、実際に当社の仕入は為替変動の影響を受けない。 ・本件契約はB銀行との付き合いを考えて締結したものであり、本件契約の提案を断ることは難しかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行はA社のメインバンクである。 ・当行担当者は、A社担当者から、A社の仕入価格が為替変動リスクにさらされていることを聴取している。 ・当行としては、A社担当者に対し、本件契約の内容等を説明しており、理解の上で契約の締結に至ったと認識している。 ・しかしながら、当行としては、一定の負担をする用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月4日及び同年4月15日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入価格と為替変動との相関分析が十分ではなかったこと、輸入仕入額に変動があるA社に対して、本件契約が有効に機能するかの検証が不十分だったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第101号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を無償で中途解約するとともに、当該契約に基づく取引によって当社に生じた損失を補てんすることを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取扱商品の仕入価格は、円建てであり、輸入物も含め専ら日本国内における市場需給の影響により決まるものであり、為替相場の影響を受けることはなく、本件契約を締結する必要はない。このことは、B銀行も承知している。 ・B銀行から、新たに融資を実行するために本件契約が必要であると提案されたので、その締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社から、同社の取扱商品を韓国や中国から輸入する際、一部はドル建てで支払っていると説明を受けていたことから、為替リスクヘッジニーズを確認していた。 ・本件契約の締結が、新たな融資の実行の条件であるとして勧誘等したことはない。 ・解約清算金及び未払金の一部を当行が負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して商流の把握、仕入価格の決定方法の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第103号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の既払決済金の返還要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の既払決済金の返還を求める。 ・当社は、建築設備を取り扱う会社であったが、取引先から提案を受け、業務用機器の輸入及び販売を行うようになった。 ・当社の輸入はほぼ上記の業務用機器に関わるドル建てのものであるが、為替相場の変動を見込んで卸売価格を決定していたので、事実上為替の影響はほとんどない。 ・当社は本件契約以前にデリバティブ取引の経験はなく、B銀行担当者から本件契約の説明を受けたが十分に理解できなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、他行で多額の海外送金を行っており、為替リスクがあることを確認した。 ・ヘッジ対象額は上記の海外送金の額を基に決算書の仕入原価から算定した。 ・当行担当者は、所定の資料を用い、本件契約の仕組み及びリスクについて説

	<p>明しており、またA社からリスク等に関する質問が多数あったことから、A社は本件契約のリスクについて理解していたと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、当行としては、本件契約にまったく問題がなかったとは考えておらず、一定の負担をする用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズとヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が既払決済金の一部を返還するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第106号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約を求める。 ・当社は、国内の資材店等から材料を仕入れて商品を製作し、国内で販売している。仕入商品のうちのどのくらいが輸入材料なのかは把握しておらず、B銀行にも伝えたことはない。 ・当社の仕入価格の単価は、何年も変更されず、為替変動による影響を受けないので、為替リスクをヘッジする必要性が全くない。 ・当社は、付き合いで本件契約を締結したものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、資材等の間接貿易を行い、仕入価格も為替相場変動の影響を受けることを確認し、為替リスクヘッジニーズを把握していた。 ・当行は、A社の仕入価格と為替変動の相関分析も行っているものの、元となる仕入単価の数値等の把握が不十分であったことは認識している。 ・当行は、A社社長等の報酬、個人資産等を含めて財務耐久力の検証を行っていた。 ・当行は、本件契約の中途解約に伴う解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の商流、仕入価格と為替相場との関係から、為替リスクヘッジニーズはほぼ認められず、A社の財務耐久力も十分ではないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年4月21日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	22年度(あ)第108号
申立ての概要	過大な金額により締結させられたデリバティブ取引の解約清算金の一部返還請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引における支払済みの解約清算金の一部返還を求める。 ・当社は、海外から直接商品を外貨建てにより仕入れており、その仕入価格も為替変動の影響を受ける。しかし、その仕入額はB銀行が主張している額よりも少なく、本件契約によるヘッジ比率は不当に高率である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からのヒアリング結果に基づいて為替リスクヘッジニーズを把握し、当行におけるA社の外貨建て取引の実績から判断して、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行としては、本件契約のヘッジ比率について問題はないと判断したものの、検証方法が十分とはいえない点を認め、A社の解約清算金の一部を当行が返還する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、実際の貿易実需からみて、過大なリスク対象額、ヘッジ比率である可能性が高いこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年4月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第117号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金及び未払金の一定額を負担することを求める。 ・当社は、商社から円建てにより商品を仕入れており、直接輸入はしておらず、仕入価格は為替相場の影響を受けない。 ・当社は、B銀行担当者から執拗な勧誘を受けて、本件契約を締結したが、本件契約のリスク等について十分な説明を受けていない。B銀行の勧誘を断りきれずに契約に至ったものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の仕入商品に関しては、商社経由で輸入されるものもあり、為替の影響が全くないとはいえないと考えていた。ただし、仕入価格と為替相場との相関分析を行っていないことは認める。 ・本件契約のリスク及び契約内容に関する当行の説明は十分なものであり、不適切な勧誘も行っていない。 ・A社の解約清算金及び未払金の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年2月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、仕入価格と為替相場の相関分析が十分ではないこと、為替リスクヘッジニーズの必要性自体の確認が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金及び未払金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年4月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第120号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除し、既払決済金を一部返還することを求める。 ・当社は、B銀行から、本件契約時に、商品の内容やリスク、特に為替相場の変

	<p>動によって多額の支払義務を負担するリスク等について、十分な説明を受けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は国内の商社を通じて円建てで商品を購入するため、仕入価格に為替変動の影響はほとんどない。 ・B銀行から為替変動のリスクをヘッジするために本件契約が必要であると提案され、その熱意に押されて契約した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社に自社の仕入商品について為替変動の影響を受けているとの認識があったことから、本件契約を勧誘した。 ・本件契約の説明方法について問題はなかったと認識している。 ・A社の仕入商品について、為替相場による変動の影響を受けるものと認識したものの、仕入価格と為替相場変動の相関分析を行っておらず、また、本件契約が内包するリスクがA社の財務状況に与える影響の検証が不十分であった点は認める。 ・当行が解約清算金の一部を負担することを検討する。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証や間接貿易についての仕入価格と為替相場の相関分析、財務状況に与える影響についての検証が十分とはいえなかった点を指摘した。 ・その上、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年5月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第126号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金及び既払決済金の全部を負担することを求める。 ・当社は、外貨建ての輸入によって商品を海外から直接又は間接に仕入れているため、仕入価格は為替変動の影響を受ける。しかし、本件契約によるヘッジ比率は不当に高率である。 ・本件契約を行うに際して、当社は利益の確定又は損切りをするための為替予約

	<p>の与信枠を設定するよう要請し、B銀行担当者はそれを承諾したはずであるが、実際にはそのような契約になっていなかった。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約を締結するに際して、当行担当者が、為替予約の与信枠の設定を承諾した事実はない。A社は、本件契約について、為替予約の与信枠を別途設定するという特段の条件を設けることを前提としていたと主張しているが、そのような契約を行うことは通常は考えられない。 ・当行は、A社社長からのヒアリング結果に基づいてA社の為替リスクヘッジニーズを把握し、当行におけるA社のドル建て取引の実績から判断して、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行に法的な問題があるとは認識していないため、本件契約によって生じたA社の損失を負担する考えはないが、あっせん委員会の指摘を受け真摯に対応したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の締結に当たり、実際の貿易実需からみて、過大なリスク対象額であった可能性があること、また、間接貿易についての相関分析が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第127号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を一部免除することを求める。 ・B銀行担当者からは、本件商品のデメリットの説明はほとんどなく、リスク等につき十分に理解しないまま契約を締結した。 ・当社が海外から輸入している商品の仕入価格は、為替相場の変動の影響をほとんど受けないものであり、為替相場の変動のヘッジニーズは小さく、本件契約の必要はなかった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、本件契約を締結するに当たり、A社社長に対し、複数回案内書等を交付して、リスク等について十分な説明を行っており、説明方法には問題がなかったものと認識している。 ・当行担当者は、A社の商流、仕入金額等につき複数回聴取し、A社の主な商品が為替相場の変動による影響を受けていると確認した。ただし、相関分析による検証は行っていなかった。 ・当行として、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場との相関分析を実施していなかったこと等の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年5月13日付で和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第141号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を解約し、解約清算金及び未払金の一部をB銀行が負担することを求める。 ・当社の仕入商品は輸入によるものではないため、その仕入価格は為替相場の影響を受けるものではない ・当社がB銀行担当者から本件契約を勧誘された際、本件契約により当社に生じ得る具体的な損失の説明を受けたという認識はない。 ・当社はB銀行がメインバンクであったこともあり、信頼し、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者がA社から聴取したところによると、A社の仕入商材は国内業者を仕入先としているものの、その商材に係る輸入原材料の価格の変動要因として、為替相場の変動があるものと考え、本件契約を勧誘した。 ・仕入価格と為替相場との相関性について、行内資料を用いて分析したものの、その検証が十分であったとは言えない。また、申立人の財務面に与える影響に関する検証も十分ではなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・解約清算金及び未払金の一部を当行が負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、申立人の商流の分析及び申立人における為替リスクヘッジニーズ、本件契約のヘッジ対象となる商材の仕入価格と為替相場との相関性及び財務面に与える影響等についての検証が十分とはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件各契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金及び未払金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第151号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品を海外、国内から仕入れて、国内または海外に販売している。海外の仕入の相当程度が直接貿易であって外貨決済である。 ・本件契約を締結するに際して、当社社長は契約内容の説明を十分に受けていなかったため、契約の条件等を十分には理解していなかった。 ・B銀行は当社のメインバンクでもあり、本件契約はB銀行の勧誘を断りきれずに締結したものである。 ・本件契約のヘッジ比率は、当社の想定したものより相当程度高いものであった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の商流からみて、為替リスクヘッジニーズがあることは確認しており、契約目的について問題はなかった。 ・本件契約を締結するに当たり、A社社長に対し、本件契約内容につき、提案書を交付し、数回にわたり十分な説明を行っている。 ・本件契約に関してヘッジ比率が若干高かったことは認める。 ・本件契約の解約に応じ、解約清算金の一部を当行が負担する用意はある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約についての為替リスクヘッジニーズ、ヘッジ比率の検証が十分とはいえないこと、A社に対する商品説明が必ずしも十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月22日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	22年度(あ)第160号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約、または契約期間の短縮を求める。 ・当社は海外から製品を直接輸入し、また一部商社を通じて仕入れ、国内で販売している。為替リスクのヘッジニーズ自体はある。 ・当社は、本件契約のリスクや生じうる損失の具体的な金額等について十分な説明を受けておらず、特に契約期間についても当社が認識していた期間を超えるものであり、契約自体が無効であると認識している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約のリスク及び契約内容、特に契約期間に関しても資料を交付して十分説明しており、説明方法について問題はなかったと認識している。 ・A社におけるヘッジ対象額についても当行における外国為替取扱実績から適切に把握していた。 ・A社の一部の仕入商品に関しては、間接貿易に該当するものがあり、その点について仕入商品の為替相場との相関分析がなされていないものがあったことを認め、本件契約の解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年4月13日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第161号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・B銀行が把握している当社の商品の仕入額は、実際より過大の数値である。また、当社の仕入品の価格は為替の変動に応じて国内における売値を一定程度変更することができ、為替変動を販売価格に一定程度は転嫁できるものである。 ・B銀行からは、商品説明も十分に受けておらず、解約清算金の金額は把握していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から仕入商品の年間輸入金額を聴取し、本件契約当時、米ドルの為替変動リスクのヘッジを全く行っていなかったことから為替リスクヘッジニーズがあると考えた。 ・為替変動を国内販売価格に一定程度転嫁できる点については、特に議論しなかったが、転嫁できたとしても限度はあるため、為替リスクヘッジニーズがあると考ええる。 ・本件契約を解約し、資金繰りの支援をすることは検討できるが、解約清算金の負担は考えていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、リスク対象額の把握及びA社の為替リスクヘッジニーズについての検証が十分とはいえない点並びにA社社長の年齢に対する配慮につき不十分である点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金及び未払金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第163号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除し、既払決済金の一部を返還することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との本件契約の締結時は、同行と輸入取引を開始して1年程度であり、当社の輸入量が増加していたのは事実であるが、輸入仕入額が増加するような状況ではなかった。 ・本件契約は、B銀行担当者から執拗な勧誘を受け、B銀行との今後の付き合いを考えて締結したものである。 ・当社は、本件契約以外にデリバティブ取引の経験はなく、金融商品の知識はなかった。また、B銀行からの十分な説明も受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社社長から、創業当初より輸入取引があることを聴取し為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘にいたった。 ・本件契約は、A社社長から聴取に基づきヘッジ対象額を算定し、リスク耐久性についても問題なしと判断した。 ・A社社長は、輸入実務の経験も豊富であり、為替相場に対する独自の見解もあったことから、本件契約を十分に理解しているとの認識であった。 ・当行に特段の落ち度はなく、譲歩は難しい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第164号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除し、支払金額と受取金額の差額を返還することを求める。 ・当社は商社から円建てで商品を仕入れており、商品の仕入価格は為替相場の影響を全く受けず、為替リスクヘッジニーズはない。 ・本件契約の契約書に押印した当社先代社長は、本件契約の商品リスクや解約が原則不可である等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件デリバティブ取引の商品リスク及び契約内容に関する当行の説明は十分なものであり、不適切な勧誘も行っていない。 ・A社の仕入商品に関しては、為替リスクのヘッジニーズの検証、仕入商品の為替相場との相関分析が不十分であったこと、財務状況についても十分に検証を行ったとはいえないことから、A社の一定の解約清算金を負担する用意はある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入商品の価格と為替相場変動との間の相関分析を行っていないこと等為替リスクヘッジニーズについて十分な検証を行ったとはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が一定の解約清算金を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 16 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	22年度(あ)第165号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を無償解約し、既払決済金の全額を返還することを求める。 ・当社は、玩具・遊具を国内で販売している会社である。国内メーカーや国内商社から仕入れており、海外から直接仕入れることはなく、為替リスクヘッジニーズはない。 ・B銀行担当者からは、商品説明を十分に受けなかったため、その理解も十分でないまま、強引に契約させられたものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から為替変動の影響を受ける商品を取り扱っていると聴取したことから、本件契約を勧誘した。 ・本件契約のスキーム、メリット及びデメリット、中途解約により解約清算金の負担が発生すること等については説明しており、説明方法に問題はなかったと考える。 ・A社の為替リスクヘッジニーズについては、A社からの事情聴取をして把握したものであり、リスク対象額について客観的資料による裏づけをとっていないこと、相関分析の検証対象が十分ではなかったことから、本件契約の解約に応じ、解約清算金のうち一定割合を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズ、へ

	<p>ッジ対象額、ヘッジ比率の把握及び相関分析に基づいた検証が十分とはいえないことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	22年度(あ)168号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、平成 22 年 12 月 28 日以降に発生する為替損失及び解約清算金の全額を負担することを求める。 ・当社が行う国内企業からの仕入れ及び中国にある当社の子会社からの仕入れは円決済であり、仕入価格は為替変動の影響を受けない。したがって、当社に為替リスクヘッジニーズはない。 ・当社は、B銀行との付き合いとして、本件契約を締結したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社における商流、仕入価格の決定方法、A社の取引について為替変動が与える影響の程度、為替リスクヘッジニーズの存在について、調査、検証が不十分であったことは認める。 ・本件契約のリスク等にかかる説明は十分なものであり、説明方法に問題はなかったと考える。 ・当行として、A社の為替リスクヘッジニーズ等の検証が不十分であったことを認め、一定の未払金及び解約清算金を当行が負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や為替リスクヘッジニーズについての調査、検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 13 日付けで和解契約を締結した。

事案番号	22年度(あ)第181号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の既払決済金の返還要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引の無効を確認するとともに、既払決済金を返還することを求める。 ・本件契約は、著しく不公平な条件での実質的賭博であり、公序良俗違反により無効である。 ・当社は、本件契約締結前に、為替リスクヘッジ目的で他行と多額のデリバティブ取引をしており、それ以上にデリバティブ取引を行う必要がないにもかかわらず、B銀行から断定的な相場判断に基づき、執拗な勧誘を受け、本件契約を締結した。 ・B銀行は、当社に対して、本件契約締結時に、商品の内容やリスク、特に最悪のシナリオを想定した想定最大損失額について説明をしていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社代表者から、A社は、自社の仕入商品について為替変動の影響を受けていると聴取していたことから、本件契約を勧誘した。 ・A社が他行と為替デリバティブ契約を締結していたと思われることは認めるが、正確な金額は知らされてなかった。 ・本件契約の商品内容、リスク、メリット及びデメリットは説明しており、また、為替相場に関して断定的判断をしていない。 ・A社との取引関係を今後も引き続き円滑に継続していきたいと考えており、当行が解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、オーバーヘッジであることは否めないこと、A社の規模を考えると取り得るリスクであったとは言い難いことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が本件契約の解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第182号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の既払決済金の返還要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無効を確認するとともに、既払決済金を返還することを求める。 ・本件契約は、著しく不公平な条件での実質的賭博であり、公序良俗違反により無効である。 ・当社は、商品に関連会社、商社及び国内の工場から仕入れており、ドル建ての決済取引を一切行っていない。したがって本件契約を締結して為替リスクヘッジを行う必要がないにもかかわらず、B銀行から断定的な相場判断に基づく勧誘を受け、本件契約を締結した。 ・B銀行は、当社に対して、本件契約締結時に、商品の内容やリスク、特に最悪のシナリオを想定した想定最大損失額について説明をしていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社代表者から、A社は仕入れの一部を商社を通じて中国から輸入しており、自社の仕入商品が為替変動の影響を受けていると聴取したことから本件契約を提案した。 ・本件契約の商品内容、リスク、メリット及びデメリットは説明しており、また、為替相場に関して断定的判断をしていない。 ・A社の商社を通じた中国からの仕入れは間接貿易に当たるところ、為替相場と仕入価格の間の相関分析を行わなかったことは認める。 ・A社との取引関係を今後も引き続き円滑に継続していきたいと考えており、当行が解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、実データに基づいた為替ヘッジの需要及び相関分析等の検討が不足していることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が本件契約の解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第183号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を免除することを求める。 ・当社は、仲介貿易と輸入国内販売を主な事業内容としているが、仲介貿易については仕入れ及び販売のいずれも米ドルで決済しており、輸入国内販売についても為替相場が望ましい相場ではないときは外貨預金から支払うことで対応していたため、いずれも為替リスクヘッジの必要はなかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、全く説明を受けていない。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の仲介貿易の商流も確認したうえ、輸出国ごとの採算管理のために為替予約を利用しているという説明を受け、かつ、A社の為替リスクヘッジに対する方針も確認しながら取引をしていたので、為替リスクヘッジニーズの点において特に問題なかったと認識している。 ・A社がデリバティブ取引を過去に行っていたこと、本件契約の締結に当たり、A社社長に対しリスク等の説明書面を提示するとともに口頭での説明も十分に行っていることから、説明義務の点で問題はなかったと認識している。 ・当行として、解約清算金の一部を負担する用意はある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や為替リスクヘッジニーズについて客観的な裏付け資料による検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 19 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>22年度(あ)第186号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を免除することを求める。 ・B銀行担当者は、当社前社長が高齢であるにもかかわらず、本件契約のリスク等のデメリットについて十分に説明をしなかったため、十分に理解しないまま契約書に押印したものであり、説明方法に問題があったと考えている。 ・当社は、国内企業から材料を仕入れているにすぎず、その仕入価格が為替相

	場の変動の影響を受けることはほとんどないため、為替変動リスクをヘッジする必要性はなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、本件契約を締結するに当たり、A社の契約締結者に対し、複数の商品の案内書を交付した上で、本件契約の商品内容及びリスク等について十分な説明を行っていることから、説明義務は果たしている。 ・当行担当者は、A社前社長から、A社の材料の仕入価格が為替相場の影響を受けることを複数回聴取していた。しかし、当行は、その裏づけ資料を徴収しなかったこと、仕入価格と為替相場との相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行として、一定の未払金及び解約清算金を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、同行による説明が、その説明を受けた高齢のA社前社長にとって十分に理解できるものであったかという点で問題が全くなかったとはいえないこと、A社の商流を踏まえると、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が一定の未払金及び解約清算金を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年5月13日付で和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第187号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部または全部を免除することを求める。 ・当社は、革製品の製造販売を主な事業内容としている。海外から材料を仕入れるものの、材料費や加工費についてはほとんど円建てで決済しており、また、革製品の商流の特性から為替リスクをヘッジする必要性はなかった。 ・当社は、B銀行から、契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けていない。本件契約は付き合いで締結したものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社が直接材料を海外から輸入し、また加工費は全て外貨建てで決済しているとの説明を受けている。A社の年間総輸入為替量からみても為替リスクのヘッジニーズはあるものと認識している。ただし、販売価格の段階で、為替変動部分のリスク転嫁が行われているなど、販売価格の検証が不十分であったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約の締結に当たり、A社社長に対し、本件契約の説明資料を交付するとともに口頭での説明も十分に行っていることから、説明義務の点で問題はなかったと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社の商流や、仕入価格と為替相場との相関分析、財務状況の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年4月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第188号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約等要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行と締結したデリバティブ取引につき、契約無効の確認及び既払決済金の返還、または無償解約を求める。 ・当社は、国内商社が海外から輸入した原料を仕入・加工し、商品を製造する国内メーカーから製品を円建てで仕入れ、取引先に円建てで販売している。為替リスクヘッジニーズも存在せず、投機目的で本件契約を締結した。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約を執拗に勧誘され、「絶対に損はしない」等の説明を信頼して契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の商流を理解したうえで、これを直接輸入と同視できるものと考えていたため、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、相関分析は行っていない。ただし、A社の仕入価格は、当該業界の協会が公表する数値に基づき3か月ごとに見直されていることから、為替相場の変動が確実に仕入価格に影響するものと理解していた。 ・A社は複数の金融機関と同様の取引を行っており、デリバティブ取引の知識経験も豊富であること、また、B銀行担当者は、本件契約の締結に当たり、A社社長に対しリスク等の説明を十分に行っていることから、説明義務の観点からの問題はないと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月3

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、申立人の商流の検証を十分に行っていないこと、仕入商品価格決定の仕組みや、為替リスクヘッジニーズの把握が不十分であること、また仕入価格と為替相場との相関分析を行っていないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	22年度(あ)第189号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引の無償解約または契約期間の短縮を求める。 ・当社は主として取扱商品の原材料をヨーロッパから直接輸入し、国内で加工して販売しており、原材料の輸入についてはユーロの為替変動の影響を受けるが、その取引額はB銀行が主張している金額よりも低い。よって、ヘッジ比率が過大となり、本件契約による差損が財務を圧迫している。 ・当社は、輸入取引の決済について、基本的にはユーロで決済をしており、ドル建てのデリバティブ取引の契約を締結する必要はなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、取扱商品の取引額、為替変動の影響の有無、決済通貨について聴取し、為替リスクヘッジニーズを確認している。 ・リスク対象額について、決算書類以外に客観的な裏づけ資料を徴求していないが、A社においては、ドル決済に関しても為替リスクヘッジニーズがあったと認識している。 ・本件契約については、契約期間を含めて十分に説明しており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当方として、解約清算金の一定程度を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの把握、ヘッジ比率の検証及び財務状況についての検証が十分とはいえないことを指摘し

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 19 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	22年度(あ)第190号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を取消し、当社が本件契約において支払った金額の全額を返還することを求める。 ・当社の仕入商品の仕入価格は為替相場の影響を受けるものがほとんどなく、仕入商品は全て円建てで決済していることから、為替リスクヘッジニーズはない。 ・当社は、本件契約の商品リスクや生じうる損失の具体的な金額等について十分な説明を受けておらず、B銀行担当者からは「解約はいつでも容易にできる」との説明を受けていた。 ・B銀行から借入れを受けるに当たり、本件デリバティブ取引に係る契約を締結せざるを得ないと感じて契約してしまった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約のリスク及び契約内容に関する当行の説明は十分なものである。 ・A社の仕入商品に関しては、為替リスクのヘッジニーズの検証が不十分であり、かつ仕入商品の為替相場との相関分析がなされていなかったことから、A社の解約清算金及び過去の損失の合計額のうち一定割合を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入商品の価格と為替相場変動との間の相関分析を行っていないこと等為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金及び申立人の過去の損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第191号
申立ての概要	ヘッジ対象額を超える可能性のあるデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は、海外から製品を仕入れ、国内で販売していることから為替リスクヘッジニーズ自体は存在する。 ・しかし、本件契約当時、当社は、B銀行以外の金融機関と既に同種のデリバティブ取引を行っており、さらに為替変動のリスクをヘッジする必要性はなかった。 ・当時の当社の社長(前社長)は、契約時は体調に支障があり、商品内容を理解できる状態ではなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の前社長から、A社の仕入商品について為替変動の影響を受けていること、他行とも同種のデリバティブ取引の経験があることから、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の締結に至った。ヘッジ対象額についても、A社からのヒアリングや行内資料を用いて分析した。 ・本件契約の内容の説明もA社の前社長に対して丁寧に行っており、問題はなかったと判断している。 ・ヘッジ対象額の検証における不十分性を認め、本件契約の解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクのヘッジ目的、ヘッジ対象額、財務耐久力の検証が十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年4月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第192号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行と締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金及び未払金の一

の 申 出 内 容	<p>部を負担することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商社が輸入した建材を仕入れて、国内の家具製造業・工務店・卸業者等に販売している。商社と海外の輸出元との間では、現地通貨建て決済をしており、ドルで決済をすることはないので、円ドルの為替変動リスクをヘッジする必要がなかった。 ・当社は、B銀行の担当者から円高時のデメリット・解約清算金等にかかるリスクの説明は受けていない。 ・本件契約は、融資との抱き合わせ販売であると認識している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の商流は理解し、為替リスクヘッジニーズがあると判断していたが、A社の仕入商品と為替相場の連動性の検証はしておらず、相関分析が不十分であったことを認める。 ・本件契約については、1つ1つ資料を交付して説明しており、説明方法に大きな問題があったとは考えていない。 ・融資とデリバティブ取引を別に説明しており、抱き合わせ販売であるとの主張も認められない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、未払金及び解約清算金の一部を負担する用意はある。
あ っ せ ん 手 続 の 結 果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会はB銀行に対して、仕入商品における相関分析が不十分であった点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が未払金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月29日付で和解契約書を締結した。

事 案 番 号	22年度(あ)第195号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社がB銀行との間で締結したデリバティブ取引を解約するとともに、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は、他国で仕入れた商品を第三国に輸出するという貿易形態(三国間貿易)であって、為替リスクヘッジの必要はなかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容やリスク等について、十分な説明を受け

	ていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は、実際に商品を直接海外から仕入れている。A社から、輸入にかかる仕入価格は為替の影響を受けるのでリスクヘッジしたいとの申し出を受けたことから、為替リスクヘッジニーズを確認し、勧誘に至った。 ・A社が過去にデリバティブ取引を行っていたこと、本件契約の締結に当たり、A社社長の父親であるA社会長に対し、リスク等が記載されている説明資料を交付するとともに口頭での説明も十分に行っていることから、説明方法において問題はなかったと認識している。 ・A社の商流を前提とする為替リスクヘッジニーズにかかる検証が十分ではなかったことを認め、本件契約の解約清算金等の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流からみて、為替リスクをヘッジする必要はほとんどなかったと考えられること、ヘッジ対象額の検証も客観的な裏付け資料によるものではなく、オーバーヘッジの可能性もあると考えられること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年4月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第206号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社がB銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部免除を求める。 ・当社は、植物を商社から仕入れ、販売しており、商社から提示される価格は円で決済をしているものの、為替の影響を受ける。 ・当社は、B銀行との間で複数のデリバティブ取引を締結しており、ヘッジ比率は過剰であったものと認識している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社からは、植物を商社を通じて海外から仕入れ、その仕入価格が為替相場の影響を受けることを聴取しており、為替リスクヘッジニーズの点において特に問題なかったと認識している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約の締結に当たり、A社社長との間でヘッジ対象額、ヘッジ比率については認識を共有していた。ただし、間接貿易であるが、仕入価格と為替相場との相関分析を行っていないことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、間接貿易であるにもかかわらず、一時的にヘッジ比率が過大であった点や、相関分析の検証が不十分である点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第212号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約を求める。 ・当社は、直接貿易の形態で商品を外貨建てで仕入れ、国内企業へ販売している。国内主要販売先には外貨建て、または円建てで決済を行っており、円建ての場合であっても、為替変動部分を販売価格に転嫁させており、為替リスクヘッジニーズはない。 ・B銀行から執拗に勧誘され、やむなく契約した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の商流、為替リスクヘッジニーズ、財務状況等についてはA社社長から聴取して確認していたが、販売先の円建て決済部分について、為替変動リスクをヘッジする方法で決済されていることまでは把握していなかった。 ・本件契約の内容については、円高時のデメリットや、中途解約が原則不可であり、中途解約の場合には解約清算金の負担が発生することなどについて、資料を用いてA社社長に十分に説明しており、説明方法について問題はなかったものと認識している。 ・当行が解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や決済方法等の把握・検証が

	<p>不十分であった点を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年4月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	22年度(あ)第213号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約及び未払金等の一部の負担を求める。 ・当社は、中国から子供服をドル建てで輸入し、日本国内の間屋に販売することを主な事業内容としている。輸入については、契約締結から代金の支払まで3か月以内であり、為替リスクを5年にわたってヘッジする必要性はなかった。 ・当社は、B銀行から、契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、長期にわたる為替リスクヘッジニーズがあったと認識している。 ・本件契約の締結にあたり、A社社長及び取締役に対し説明資料を用いてデメリットやリスク等を含めて丁寧に説明しており、説明義務の点で問題はなかったと認識している。 ・当行は、A社が過去にもデリバティブ契約を締結しており、A社社長の知識・経験、本件契約のヘッジ対象額やヘッジ比率に問題はないと判断した。もともと、A社の財務状況の検証が不十分であったことは認める。 ・当行として、解約清算金及び未払金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件契約により被る差損等を勘案した場合のA社の財務状況の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 19 日に和解契約を締結した。

事案番号	22年度(あ)第238号
申立ての概要	リスク対象額の把握が不十分のまま締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、米ドル建ての輸入によって商品を海外から直接に仕入れているため、仕入価格は為替変動の影響を受ける。しかし、仕入れのうち、為替リスクヘッジの必要のないドル建てで販売しているものも一部あり、その取引額を控除すると、本件契約によるヘッジ比率がオーバーヘッジになる。 ・B銀行担当者からは詳細な商品内容の説明を受けておらず、理解も十分ではないままに契約した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からのヒアリング結果に基づいてA社の為替リスクヘッジニーズを把握し、当行におけるA社のドル建て取引の実績から判断して、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。A社が主張している仕入れのうち、ドル建てによる販売部分については把握していなかった。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・あっせん委員会からの提示される案については真摯に考慮したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流、リスク対象額等の把握が不十分であり、結果としてオーバーヘッジとなる可能性が否定できない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第239号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約を求める。

の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から外貨建てにより木材を直接輸入し、国内の取引先に販売している。 ・当社は、小規模な会社であり、財務状況も安定していないため、本件契約に耐えうるような企業体力がない。 ・本件契約において想定されているヘッジ対象額は、当社の事業において必要とする実需を超えている。 ・本件契約の円高時のリスクについて、具体的な説明を受けてはいない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、商品リスク及び契約内容に関し、資料を交付して十分説明した上で本件契約を締結しており、説明義務については問題ないと考えている。 ・ヘッジ比率の算定に当たり使用したヘッジ対象額は、A社から受領した資料を根拠に算出したものであるが、ヘッジ対象額の確認、財務耐久力の検証が十分ではなかった点については認める。 ・当行として、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年5月 27 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第242号
申立ての概要	ヘッジニーズの検証が不十分なまま締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について、無償解約を求める。 ・当社の商品は、国内の会社を通じて国内市場から仕入れており、その仕入れの一部は専門商社を通じ海外から仕入れていた。 ・当社及び国内仕入先の仕入価格は、現地仕入先との仕入価格の単価の決定が1年更新で行われていたこと、実際上当該金額が数年間固定されていたことから、為替相場の変動による影響を受けることはなく、当社には為替変動リスクをヘッジする必要性はなかった。 ・当社がB銀行との間で本件契約を締結した経緯は、B銀行担当者との営業上の付き合いによるものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流を把握していたが、仕入金額についてはその一定の割合が輸入金額であると把握していた。ただし、客観

	<p>的資料による裏付けをとっていたわけではない。仕入価格と為替変動による影響の相関分析も行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、商品内容説明については、A社担当者に対して資料を交付して丁寧に説明しており、問題はなかったと考える。 ・当行は、本件契約の中途解約に伴う解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の商流及び輸入金額等の検証が不十分であること、A社の仕入価格と為替変動による影響の相関分析を行っていないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第243号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、既払決済金と解約清算金の全部を負担することを求める。 ・当社は、取扱商品の一部を海外から米ドル建てで直接輸入しているため、その限度で仕入価格は為替変動の影響を受ける。しかし、B銀行が主張する当社の輸入額は現実の金額よりも過大であり、本件契約のヘッジ比率はオーバーヘッジである。 ・B銀行担当者から、為替相場に関して断定的判断を伴う説明を受け、また、詳細な商品内容の説明を受けておらず、理解も十分ではないままに契約した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からのヒアリング結果に基づいてA社のヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・本件契約の一部につき、ヘッジ比率の計算方法に誤りがあった結果、ヘッジ比率が不相当に高率であった可能性があること、客観的な裏づけ資料を徴求せず、ヒアリングのみでリスク対象額を確認したことは認める。 ・本件契約の商品内容、リスク、メリット及びデメリットは説明しており、また、為替

	<p>相場に関して断定的判断を示していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行としてA社の解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額、ヘッジ比率及び財務耐久力の検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第248号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金と既払決済金の一部を負担することを求める。 ・当社は、国内企業から原油を材料とした商材を円建てで仕入れ、製品に加工して販売している。 ・上記商材の単価は、直接には為替相場に連動せず、為替変動リスクをヘッジする必要性はなかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けておらず、理解も十分にはしていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社における為替リスクヘッジニーズの検証として、A社の資料に基づいてヘッジ対象となる商材の価格と為替相場の変動との相関分析を行っている。しかし、この相関分析は上記商材の原料の価格の影響を排除した上で行ったものであり、正確性において不十分であったことを認める。 ・本件契約に当たり、A社社長に対し、説明資料を用いてリスク等を説明しており、説明義務の点で問題はなかったと認識している。 ・当行として、解約清算金及び既払決済金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入商品と為替相場の相関分析の不

	<p>十分性を含め、為替リスクヘッジニーズについての検証が不十分であった点を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が既払決済金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年5月 19 日に和解契約を締結した。
--	---

事案番号	22年度(あ)第250号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社がB銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除すること及び既払決済金を返還することを求める。 ・当社は、海外から直接商品を輸入し、国内で販売することを主な事業内容としている。為替リスクヘッジニーズ自体はあるが、B銀行からは、海外からの仕入額についての聴取を受けてはおらず、B銀行は当社の取引額を十分に把握していない。ヘッジ額が多額であると思われる。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社における為替の影響を受ける仕入額はA社社長から丁寧に聴取しており、その数字は正確なものであり、ヘッジ比率も妥当と判断している。 ・本件契約の締結に当たり、A社社長に対しリスク等の説明資料を交付するとともに丁寧に説明を行っていることから、説明方法上の問題はなかったと認識している。 ・当行は譲歩する余地はないと考える。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第251号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は直接貿易、間接貿易により商品を仕入れて国内で販売している。国内からの仕入れがほとんどであり、当社の年間海外仕入総額からすると、本件契約におけるヘッジ額は過大である。B銀行が主張する当社の海外仕入総額は実際の金額を大きく上回っており、実態に合致していない。 ・B銀行担当者から、解約清算金や商品のリスクについて十分な説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は為替相場に関する知識経験を十分に有しており、かつ、過去に他のデリバティブ取引を行っていることから、本件契約の内容に関する理解度は高かったものと認識している。 ・米ドルに係るデリバティブ取引を締結するにあたり相関分析はしていないが、A社から、間接貿易に係る商品の仕入単価の推移が分かる資料の提出を受け、相関性ありと判断した。 ・当行担当者は、A社担当者から、A社の年間海外仕入総額につき聴取しているものの、客観的資料による確認はしておらず、本件契約のヘッジ額及びヘッジ比率の妥当性についての検証が不十分であったことは認める。 ・本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流並びにヘッジ額及びヘッジ比率の妥当性にかかる検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金及び未払金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第252号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を免除することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、直接貿易、間接貿易により商品を仕入れて国内で販売をしているが、国内からの仕入れがメインであり、当社の年間海外仕入総額からすると、本件契約におけるヘッジ額は過大である。またB銀行が主張する当社の海外仕入総額は実際の金額を大きく上回っており、実態に合致しておらず、当社の為替リスクヘッジニーズを大きく上回っていた。 ・当社は、B銀行から、契約の内容やリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社には為替リスクヘッジニーズがあると判断した。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の変動の相関分析は行っていないが、A社担当者から聴取した輸入為替量からヘッジ対象額及びヘッジ比率を算出し、本件契約を締結することに問題がないと判断した。 ・本件契約の締結に当たり、当行はA社社長に対し説明資料を用いてデメリットやリスク等を含めて丁寧に説明しており、説明義務の点で問題はなかったと認識している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流並びにヘッジ額及びヘッジ比率の妥当性にかかる検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月13日に和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第257号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を一部免除することを求める。 ・B銀行担当者から勧められた本件契約は、金利をヘッジするものであるが、当社は金利をヘッジする意図を全く有しておらず、その金利リスクヘッジニーズは極めて乏しいものである。勧められるままに契約したものであり、本意に反するものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、本件契約は、為替相場により金利が変動する商品であるが、当社は国内業者から円建てで仕入れており、当該仕入価格は為替相場の影響を受けるものではない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、本件契約については、A社の金利リスクをヘッジするニーズを踏まえて勧誘したものであり、説明も時間をかけて十分に行っている。 ・当行担当者は、ヘッジ対象となる借入額、金利、期間等の把握が不十分であったことは認める。 ・本件契約を中途解約し、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約におけるニーズ把握、ヘッジ対象額、ヘッジ比率の検証が十分とはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)259号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を一部免除することを求める。 ・当社は、メーカーから、円決済で原材料を調達しているが、輸入にあたるものの割合や金額等はわからないし、B銀行からも関係資料の提出を求められなかった。 ・仕入価格も市場による影響が大きい。 ・本件契約締結の際のB銀行が行った説明については覚えていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社における商流の把握が不十分であったこと、十分な相関分析を行っていなかったことは認める。 ・商品内容について、資料を交付し説明をしていることから、説明方法上の問題はなかったと考える。 ・当行はA社から、A社の年間の輸入の原材料の仕入額について客観的資料に基づく確認は行っていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握や相関分析が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第265号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は、当社の関連会社及び国内の商社を通じて海外から部品を仕入れ、国内で販売している。仕入れの決済は全て円建てで行われており、為替相場の影響を受けるものではない。当社に為替リスクのヘッジニーズはない。 ・当社は、B銀行から、本件契約の円高リスクについて説明を受けておらず、B銀行に勧められるがまま、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社社長から、国内の商社から海外の部品を仕入れていることを聴取し、A社には為替リスクヘッジニーズがあると考え、本件契約を締結した。ただし、裏付けとなる客観的資料まで徴収しているわけではない。 ・A社の仕入価格と為替相場の相関分析は行っていない。 ・A社社長には、為替取引の知識・経験があり、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法には問題はないと考える。 ・当行としては、A社の為替リスクヘッジニーズ等の分析が不十分であったことを認め、当行が解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、

	あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年 4 月 18 日付けであっせん手続を打ち切った。
--	--

事案番号	22 年度(あ)第 272 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部免除を求める。 ・当社は、直接貿易の形態で商材を外貨建てで仕入れ、これを国内企業に対し、円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・本件契約の商品内容については、B銀行からは一応の説明は受けているものの、円高時の差損、解約清算金の発生等についての具体的な説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は、商材を直接輸入して仕入れており、また、他行ともデリバティブ取引を行っていたことから、為替リスクヘッジニーズがあるものと認識している。 ・当行担当者はA社代表者に対して、本件契約のリスク等について十分な説明を行っていることから、本件契約の商品内容の理解には問題はなかったと認識している。 ・為替リスクヘッジニーズの把握の点及び財務状況の把握の点について、当行として問題はなかったと認識している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 4 月 28 日及び同年 5 月 31 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	22 年度(あ)第 273 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約を求める。 ・当社は、海外から外貨建てにより製品を直接輸入し、国内の取引先に販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約の円高時のデメリット、解約清算金についての説明は受けていない。 ・当社は、B銀行以外の銀行ともデリバティブ取引を行っており、本件契約において想定されているヘッジ対象額は、本来当社の事業において必要とする金額以上のものとなっている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の商品リスク及び契約内容に関し、資料を交付して十分説明している。 ・A社との間で本件契約の締結以前にも本件契約と類似のデリバティブ取引を2本締結しており、これらは問題なく終了していることから、A社の本件契約の理解についても問題はないと考えている。 ・ヘッジ比率の算定に当たり使用したヘッジ対象額は、A社から受領した資料を根拠に算出しており、当時の対応として問題はなかったと考える。 ・A社の財務状況に関しては十分検討を行ったとはいえない側面もあることから、A社との間で締結した本件契約の中途解約に応じ、解約清算金のうち一定程度を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件契約におけるA社のヘッジ対象額、ヘッジ率の把握、財務状況に関する検討が十分になされたとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月29日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第277号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の全部又は一部の免除を求める。 ・当社は、海外から直接、または国内の商社を通じて間接的に製品を仕入れているが、外貨建てのものは一部にすぎないので、本件契約により為替変動リスクをヘッジする必要性は乏しかった。また、本件契約の契約期間は対象商品の商品サイクルに照らして長すぎる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行は、当社の財産状況では本件契約により円高になった場合に被る為替差損を負担できる状態ではないことを把握していたと思われる。 ・当社は、本件契約の取引額が当社のどのような取引実態にもとづいて決められているかわからないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により商流を把握し、為替リスクヘッジニーズを確認したうえ本件契約の勧誘を行った。 ・ヘッジ対象額についても、取引額等客観的資料に基づいて判断しており、ヘッジ比率も問題はなかった。 ・A社のリスク耐久性についても検証し、問題はなかったと認識している。 ・当行担当者は、A社社長に対して資料を提示し、取引額を含め丁寧に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年6月 30 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第282号
申立ての概要	過大な取引額により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を免除することを求める。 ・当社は、直接貿易により商品を仕入れ、国内で販売している。当社が他行ともデリバティブ取引をしていたことからすると、本件契約におけるヘッジ額は過大であった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の商品内容、特に円高時の差損リスク等のデメリットについて十分な説明を受けておらず、B銀行の勧誘にそのまま応じて契約した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流と輸入実績を含め、為替リスクヘッジニーズを確認し、勧誘に至った。 ・当行は、A社が、本件契約を締結する際に、他行との同様の契約の有無については確認したが、すべてを把握していたわけではない。 ・本件契約の締結に当たり、当行はA社社長に対し説明資料を用いてリスク等を

	含めて丁寧に説明しており、説明方法において問題はなかったと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年4月 28 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第294号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を解約し、解約清算金及び未払決済金の一部を負担することを求める。 ・当社は、直接貿易により商品を輸入しているが、発注を受けた価格に応じた商品のみを輸入する取引であること、また為替変動を販売価格に転嫁することができる取引を行っていることから、為替リスクヘッジニーズはない。 ・商品説明をB銀行から十分に受けておらず、よく理解しないまま契約に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社取締役からの聴取結果に基づいてA社の為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率になるように本件契約を提案した。 ・当行は、A社に対して、本件契約について資料を交付のうえ、商品内容を十分に説明している。 ・当行として、A社の解約清算金及び未払金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)300号
申立ての概要	ヘッジニーズの確認が不十分なまま締結させられたデリバティブ取引の解約清算金の返還要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について支払った解約清算金の返還を求める。 ・当社は、商品を仕入れ、国内で販売している。韓国の企業一社から製品を輸入しているものの、全て円決済である。 ・本件契約に際し、当初は契約を拒否していたが、B銀行から強い勧誘を受け、安易に契約してしまった。 ・本件契約当時の当社の輸入額は、銀行が主張しているものの半分以下であり、オーバーヘッジであると考える。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が、海外からの輸入があること、また、輸入額については、A社社長や経理担当から聴取したことから、為替リスクヘッジニーズを確認し、勧誘にいたった。ただし、輸入にかかる取引金額については客観的資料に基づく確認は行っていなかった。 ・当行は、本件契約の商品内容も資料を交付のうえ、説明しており、また、A社社長が投資経験を有していたことから、商品内容については理解していたと考える。 ・当行は、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年5月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や為替リスクヘッジニーズの把握及びリスク対象額の確認が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が本件契約の一定の解約清算金を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年6月30日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>22年度(あ)第301号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>デリバティブ取引の行使価格の変更要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の行使価格を無償で変更することを求める。 ・当社は、海外から商材をドル建てで輸入し、そのほとんどを国内で販売しており為替リスクヘッジのニーズは存在する。 ・B銀行からは、本件契約の際、円高リスク等について十分な説明を受けなかった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は、直接貿易を行っていること、及びA社社長からの聴取により為替リスクヘッジニーズがあると判断した。 ・当行担当者は、A社社長及び担当者に対し、十分な時間をかけて、商品内容、リスク等を説明しており、説明義務の点も問題はないと認識している。 ・本件契約の勧誘について当行としての落ち度はなく譲歩の余地はない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第308号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の全部又は一部を免除することを求める。 ・当社は、直接貿易で商品を輸入しているが、発注がある都度、実需に応じた量だけを輸入しているため、為替リスクヘッジの必要はない。 ・B銀行担当者から、一定程度の損失が出た時点で中途解約できるとの説明を受け、契約したものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取結果に基づいてA社の為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行として、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の申出内容を踏まえたうえでの為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年6月 29 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第25号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無償解約を求める。 ・当社は、海外から外貨建てにより商品を輸入し、国内の取引先に円建てで販売しており、一定の為替リスクは存在する。 ・B銀行が当社に対し、すぐに本件契約を締結しなければ翌月には当社とは同取引ができなくなってしまう旨の説明をしたため、当社は本件契約を締結するに至ったが、その後当該説明内容が虚偽であったことが判明した。 ・当社の財務状況は安定しておらず、本来、本件契約に耐えうるような財務状況ではない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、同社が主張するような説明を行っておらず、本件契約の締結に当たり、説明義務違反もなく、優越的地位の濫用もない。 ・ヘッジ比率の算定に当たり使用したヘッジ対象額は、A社が提示した資料及びA社社長のヒアリングを根拠に算出しており、適合性原則の観点からも問題はないと認識している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年5月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第48号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金及び未払金の一部を免除することを求める。 ・当社は、海外から、当該国の現地通貨により製品を直接仕入れたうえ、国内へ販売していたが、本件契約にかかる通貨による為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、海外からの仕入の為替リスクを国内での製品売値に転嫁することができるので、為替変動が仕入価格に及ぼす影響は極めて小さい。 ・契約当事者である当時の会長は高齢であって、B銀行による本件契約の内容

	及びそれに包含されるリスクの説明は十分ではなく、商品内容も理解できなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社会長からの聴取により、A社が外貨建てで直接輸入を行い、国内で販売していることから、為替リスクヘッジニーズを確認し本件契約を締結した。 ・本件契約にかかる通貨は、現地通貨と同様の為替変動があり、適合性については問題なかったと考える。 ・当行担当者は、本件契約の内容及び包含されるリスクについて、書面を提示するなどして十分な説明を行っており、説明内容及び方法に問題はなかったと考える。A社会長も高齢ではあるが、本件契約に対する理解力にも問題はなかった。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第66号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の免除を求める。 ・当社は、仕入の一部について、食品関係の原料を外貨建てで輸入し、円建てで国内に販売しており、仕入価格が為替変動の影響を受ける。 ・本件契約中、一つの契約は、B銀行より執拗な勧誘がなされた結果、やむなく締結したものであり、当社の希望から契約したものではない。 ・それまで契約していた取引額で、リスクヘッジは足りていた。 ・解約清算金について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の商流を把握し、直接貿易を行っていることから、為替リスクヘッジを確認し、本件契約の勧誘に至った。A社社長は、為替相場に詳しく、本件契約の内容を理解していた。 ・A社における為替変動の影響を受ける仕入額、ヘッジ比率の把握は適正である。 ・本件契約は執拗な勧誘を行っておらず、あくまでA社からの希望に基づいて締結したものである。 ・本件契約の勧誘過程において当行に特段の落ち度はないと考える。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
---------------	--

事案番号	23年度(あ)第67号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の全部を負担することを求める。 ・当社は、海外にて生産された製品を直接輸入により外貨建てで仕入れ、国内の会社に円建てで卸売販売している。 ・当社社長がB銀行担当者から受けた商品のリスクの説明は不十分であり、当社社長は、B銀行担当者に勧められるがままに、本件契約を締結させられたものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の締結に際し、A社の商流を把握した上、仕入価格につき為替相場の変動の影響を受けていることを確認し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断した。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社の直接輸入による仕入量の継続性について、検証が不十分であったことを認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社社長に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分に説明しており、問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に伴う解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上